

令和 8 年度第 1 回太陽光発電設備設置審議会結果概要

開催日時	令和 8 年 8 月 2 7 日（木） 午前 9 時 3 0 分～ 1 0 時 3 0 分
開催場所 及び 出席者	本庁舎 第 1 会議室 ○審議会委員（桜木委員、伊丹委員、湯沢委員、生方委員） ○事務局（環境課長、環境政策係長、環境政策係員）
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 （1） 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について（諮問） （2） 次回審議会の日程調整について 4 その他 5 閉会
審議結果	（1） 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について 議案第 1 号について、許可相当とする。 議案第 2 号について、許可相当とする。 議案第 3 号について、許可相当とする。 議案第 4 号について、許可相当とする。 （2） 次回の日程調整について 後日決定し、連絡する。

令和 8 年度第 1 回太陽光発電設備設置審議会での意見等

太陽光発電設備設置の申請に係る許可について

No.	委員からの意見等		回答等
1	第 1 号	森林法第 5 条の地域森林計画の対象となる山林について、林地開発許可の対象となる可能性があるが、該当しないということによろしいか。	本事業地における地域森林計画の対象となっている山林の面積は 0.5ha 以下であるため、林地開発許可制度の対象外です。
2		のり面は緩衝帯に含まれないのか。	緩衝帯は隣接する土地から規定の幅を設けるものです。のり面が含まれても問題ありません。本事業地においては、緩衝帯の幅を設けた内側にのり面がある地形であるため含まれていないものです。
3		排水先は、どうなっているのか。	浸透トレンチ等に一時貯留し、敷地内で自然浸透させる方式です。
4	第 2 号	事業地の南側の土地利用はどのようなになっているのか。	南側には既存の太陽光発電施設がある他は山林であり、住宅等はありません。
5		土地売買契約書の乙の名義が、冒頭と署名欄で違っている。	申請事業者を確認し、誤りであれば、訂正資料を提出するよう求めます。

6		維持管理に係る計画書の点検概要について、排水施設、フェンス等の点検についても追加した方がよい。	点検項目に追加し資料を訂正するよう指導します。
7	第3号	高速道路が近くにある。高速道路への反射光の影響はどうか。	高速道路は事業地より低いところ通っていて、高速道路から事業地は見えないため、反射光の影響はないものと考えます。